

ネットキャッシング規定 新旧対照表

旧	新
<p>第2条 (取引方法)</p> <p>4. お客さまが当社の極度型ローン「カードローン」または「クレジットライン」を利用している場合、本契約が成立した時点で、お客さまと当社は、当該極度型ローン契約を解約するものとします。なお、当該極度型ローン契約に<u>ご利用</u>残高がある場合は、当該極度型ローン契約解約後、遅滞なく本取引の<u>ローン</u>残高に振り替えるものとします。</p>	<p>第2条 (取引方法)</p> <p>4. お客さまが当社の極度型ローン「カードローン」または「クレジットライン」を利用している場合、本契約が成立した時点で、お客さまと当社は、当該極度型ローン契約を解約するものとします。なお、当該極度型ローン契約に<u>貸越金</u>残高がある場合は、当該極度型ローン契約解約後、遅滞なく本取引の<u>貸越金</u>残高に振り替えるものとします。</p>
<p>第2条 (取引方法)</p> <p>7. お客さまは、インターネットによる本取引に係る<u>当座貸越</u>、随時返済を行うことができます。これらの取引には預金口座取引一般規定のインターネットによる取引に関する条項が準用されるものとします。</p> <p>(8.項目なし)</p>	<p>第2条 (取引方法)</p> <p>7. お客さまは、インターネットによる本取引に係る<u>借入</u>、随時返済を行うことができます。これらの取引には預金口座取引一般規定のインターネットによる取引に関する条項が準用されるものとします。</p> <p><u>8. 前項のほか、お客さまが、当社所定の手続により、他金融機関のお客さま名義の口座に振り込む旨を依頼し、当社がこれを認める場合には、当社はお客さまが指定した当該口座への振込処理を行うものとします。</u></p>
<p>第3条 (貸越極度額)</p> <p>2. 当社は、前項にかかわらず、当社の任意の判断により、貸越極度額をいつでも増額または減額（貸越極度額を0とすることを含みます）できるものとします。貸越極度額を減額したことにより、貸</p>	<p>第3条 (貸越極度額)</p> <p>2. 当社は、前項にかかわらず、当社の任意の判断により、貸越極度額をいつでも増額または減額（貸越極度額を0とすることを含みます）できるものとします。貸越極度額を減額したことにより、貸</p>

<p>越残高が貸越極度額を超えた場合も、本規定の各条項が適用されます。お客さまが貸越極度額の増額をご希望されない場合、お客さまは、当社所定の日までにその旨の連絡を当社にいただくものとします。その場合、当社は、貸越極度額の増額を行いません。</p>	<p>越<u>金</u>残高が貸越極度額を超えた場合も、本規定の各条項が適用されます。お客さまが貸越極度額の増額をご希望されない場合、お客さまは、当社所定の日までにその旨の連絡を当社にいただくものとします。その場合、当社は、貸越極度額の増額を行いません。</p>
<p>第4条（契約期限） 3. a. 契約期限満了日の翌日以降、お客さまは、本取引による<u>当座貸越</u>は受けられません。</p>	<p>第4条（契約期限） 3. a. 契約期限満了日の翌日以降、お客さまは、本取引による<u>借入</u>は受けられません。</p>
<p>第9条（返済用口座の解約） 返済用口座を解約する場合には、同時に本契約も解約されるものとします。この場合、お客さまは、直ちに本取引の貸越残高全額を返済するとともに、当社所定の手続きを行うこととします。</p>	<p>第9条（返済用口座の解約） 返済用口座を解約する場合には、同時に本契約も解約されるものとします。この場合、お客さまは、直ちに本取引の貸越<u>金</u>残高全額を返済するとともに、当社所定の手続きを行うこととします。</p>
<p>第10条（約定返済ならびに利息支払い方法等） 1. お客さまは、約定返済の日（以下「約定返済日」といいます）に、前月約定返済日（第1回目の場合は当初貸越日）から約定返済日前日までの貸越残高に対して当社所定の利率および計算方法により算出した利息を次項に従い支払うこととします。</p>	<p>第10条（約定返済ならびに利息支払い方法等） 1. お客さまは、<u>申込時にお客さまが指定する各月の</u>約定返済の日（以下「約定返済日」といいます）に、前月約定返済日（第1回目の場合は当初貸越日）から約定返済日前日までの貸越<u>金</u>残高に対して当社所定の利率および計算方法により算出した利息を次項に従い支払うこととします。</p>
<p>第10条（約定返済ならびに利息支払い方法等） 5. 当社は、約定返済日に返済金額を返済用口座から自動的に引き落とし、当社所定の順序で貸越の返済に充当します。お客さまは、毎月の約定返済日前日までに返済用口座の残高を当社所定の返済金額以上にしておくものとします。 6. 約定返済日に返済用口座の残高が所定の返済金額に満たないた</p>	<p>第10条（約定返済ならびに利息支払い方法等） 5. 当社は、約定返済日に返済金額を返済用口座から自動的に引き落とし、当社所定の順序で貸越<u>金残高および貸越金利息</u>の返済に充当します。お客さまは、毎月の約定返済日前日までに返済用口座の残高を当社所定の返済金額以上にしておくものとします。 6. 約定返済日に返済用口座の残高が所定の返済金額に満たないた</p>

<p>め返済が遅延した場合、お客さまは、不足金額および遅延損害金相当額を直ちに返済用口座に入金するものとします。当社は、お客さまの入金を確認後いつでも返済用口座から返済金および遅延損害金相当額を自動的に引き落とし、当社の任意の順序により貸越の返済および遅延損害金の支払いに充当することができるものとします。</p>	<p>め返済が遅延した場合、お客さまは、不足金額および遅延損害金相当額を直ちに返済用口座に入金するものとします。当社は、お客さまの入金を確認後いつでも返済用口座から返済金および遅延損害金相当額を自動的に引き落とし、当社の任意の順序により貸越<u>金残高</u>および<u>貸越金利息</u>の返済および遅延損害金の支払いに充当することができるものとします。</p>
<p>第 10 条 （約定返済ならびに利息支払い方法等） (8.項目なし)</p>	<p>第 10 条 （約定返済ならびに利息支払い方法等） <u>8. ローン口座開設後、初回の約定返済日は当初貸越日を基準として設定されるものとし、当初貸越日から当社所定の期間を経過する前に当月の約定返済日が到来する場合、お客さまは翌月の約定返済日より返済を開始するものとします。</u></p>
<p>第 20 条 （届出事項の変更） 2. 前項の届出を怠る等、お客さまの責めに帰すべき理由により当社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到達しなかった場合には通常到達すべきときに到達したものとみなします。<u>また、これらが未着で当社宛てに返電、返送された場合、当社は、通知または送付書類の送付を中止し、本取引の全部または一部を制限し、または本契約を解約できるものとします。</u></p>	<p>第 20 条 （届出事項の変更） 2. 前項の届出を怠る等、お客さまの責めに帰すべき理由により当社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到達しなかった場合には通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p>